

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘 指定管理者公募要項

令和7年4月

横浜市健康福祉局障害自立支援課

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和 8 年 4 月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘（以下「横浜あゆみ荘」という。）

(2) 指定期間【第 5 期】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、横浜市障害者研修保養センター条例（以下「条例」という。）第 15 条第 1 項に基づき設置される「横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）の選定を行います。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10（15 階）
健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課社会参加推進係
電話 045（671）3602 FAX 045（671）3566
E-mail : kf-ayumiso@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

（詳細は、以下を参照してください）

4 横浜あゆみ荘の概要

(1) 施設の設置目的

横浜あゆみ荘は、「障害者、その家族その他の者（以下、「障害者等」という。）が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることにより障害者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るため」に設置された施設です。（横浜市障害者研修保養センター条例第 1 条）

(2) 目的達成の手段

設置目的を達成するために、以下の事業等を実施します。

- ア 障害者等に対する研修及び研修のための施設の提供
- イ 障害者等の保養のための施設の提供
- ウ 障害者等のレクリエーション、スポーツ及び訓練の実施並びにそれらのための施設の提供
- エ 障害者等の福祉に関する相談及び指導
- オ その他前記に準ずる事業

(3) 業務の範囲（詳細は別添の「業務の基準」を参照）

ア 施設の運営にかかる業務の基準

- ・受付業務
- ・応接業務
- ・夜間業務
- ・バス運行業務
- ・食堂業務

イ 施設の維持管理にかかる業務の基準

- ・清掃業務
- ・建築物保守管理業務
- ・設備機器管理業務
- ・都筑ふれあいの丘施設の設備管理

ウ 障害者向け事業・研修にかかる業務の基準

- ・障害者向け事業・研修に関する事

エ 自主事業にかかる業務の基準

- ・物販事業

オ その他の業務の基準

- ・職員の配置
- ・障害者等への対応
- ・人材育成
- ・広報
- ・利用率
- ・稼働率
- ・障害者等の利用
- ・モニタリングの実施
- ・自己評価の実施
- ・運営委員会の開催
- ・事業計画書及び事業報告書等の提出
- ・指定期間終了にあたっての引継業務

カ 留意事項

- ・施設の管理に関する事
- ・施設から発生する廃棄物に関する事
- ・事故への対応・損害賠償に関する事
- ・災害等発生時の対応に関する事
- ・リスク分担に関する事
- ・苦情解決に関する事
- ・個人情報保護に関する事
- ・情報公開の実施に関する事
- ・第三者評価の実施に関する事
- ・公租公課に関する事
- ・関係法令等の遵守に関する事
- ・横浜市暴力団排除条例の遵守に関する事
- ・横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施に関する事
- ・財務状況の確認に関する事
- ・ウェブアクセシビリティに関する事

- ・ 市政への協力
- ・ 事業の継続が困難となった場合の措置
- ・ 業務の基準を満たしていない場合の措置
- ・ その他

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置

横浜あゆみ荘の指定管理業務に従事する職員として、常勤 14 名、非常勤 16 名以上を業務に従事させることとします。なお、職員のうち 1 名を管理運営責任者に定めることとします。

イ 指定管理料

横浜あゆみ荘の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

【参考】令和 6 年度指定管理料：190,389,000 円

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本公募要項や協定で定めた水準に満たなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、原則、2 年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

エ 修繕等

建物、設備及び備品等の修繕等について、1 件あたり 100 万円（税込み）未満のものについては、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、合計金額 1 件 100 万円以上の修繕については、原則横浜市の責任において対応します。

(5) 業務実施上の留意事項

ア 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に横浜あゆみ荘を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

イ 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、

横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

ウ 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

オ ウェブサイトについて

(ア) 掲載すべき情報

指定管理者が横浜あゆみ荘のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

a 指定管理者名

b 横浜あゆみ荘の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

(イ) セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ウ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供を行うこととします。

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募の公表	令和7年4月9日（水）
イ 公募要項の配布	令和7年4月9日（水）から令和7年5月16日（金）まで
ウ 現地見学会及び応募説明会	令和7年4月22日（火）
エ 公募要項等に関する質問受付	令和7年4月15日（火）から令和7年4月25日（金）まで
オ 質問への回答	令和7年5月2日（金）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	令和7年4月15日（火）から令和7年5月16日（金）まで
キ 審査・選定（面接審査実施）	令和7年7月1日（火）
ク 選定結果の通知・公表	令和7年8月中旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	令和7年12月下旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和8年2月上旬（予定）

(2) 公募手続について

ア 公募の公表

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間

令和 7 年 4 月 9 日（水）から令和 7 年 5 月 16 日（金）まで
（土、日及び祝日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

(イ) 配布場所

健康福祉局障害自立支援課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/ayumisou.html>

ウ 応募説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限り御参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自で御持参ください。なお、説明会終了後、現地見学会を行います。

(ア) 開催日時

令和 7 年 4 月 22 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで

(イ) 開催場所

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘

(ウ) 参加人数

各団体 3 名以内とします。

(エ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 5 時までに、E-mail 又は FAX で「横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘現地見学会・応募説明会参加申込書」（別紙 1）を健康福祉局障害自立支援課に送付してください。

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。

エ 公募要項等に関する質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）午前 9 時から 4 月 25 日（金）午後 5 時まで

(イ) 受付方法

E-Mail 又は FAX で「横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者公募要項等に関する質問書」（別紙 2）を健康福祉局障害自立支援課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

オ 質問への回答

令和 7 年 5 月 2 日（金）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/ayumisou.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5 (4) 応募手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和 7 年 4 月 15 日（火）午前 9 時から 5 月 16 日（金）午後 5 時まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局障害自立支援課まで、直接持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）で御提出ください（受付期間内必着）。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（15階）

健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課社会参加推進係 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理人合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせします。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏 名	所 属 等
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長
鷹野 薫	NPO 法人横浜市精神障害者家族連合会 監事
宮澤 明宏	京浜税理士法人横浜事務所
山根 則子	横浜市オストミー協会 会長

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者評価基準一覧

横浜市障害者研修保養センター指定管理者選定評価委員会

評価項目	評価の観点	配点		
【評価方法】 ・5段階評価とする。 ・評価の観点を満たしている場合は「3」とする。 ・「3」を基準にし、さらに優れている場合はその度合いに応じ加点(最高「5」)し、劣っている場合は減点(最低「1」)する。		評価点	比重	配点
1 団体の実績等		40		
(1)施設の管理運営実績	類似施設または公の施設の管理運営を行った経験があるか。	5	× 2	10
(2)障害者支援に関する事業の実績	障害者支援に関する事業を行った経験があるか。	5	× 2	10
(3)施設の運営に関する基本的な考え方及び応募理由等	あゆみ荘の運営に関する基本的な考え方が市の理念・基本方針と合致し、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、応募理由は、あゆみ荘の設置目的等を十分に理解し、施設運営に熱意が感じられるか。	5	× 2	10
(4)財務状況	団体の財務状況は健全であるか。	5	× 2	10
2 職員の配置・育成		20		
(1)職員の確保・配置	あゆみ荘の運営に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。	5	× 2	10
(2)職員の人材育成	職員の資質向上のために、障害特性の理解促進のための研修や応対マナー研修等が計画されているか。	5	× 2	10
3 施設の運営		90		
(1)受付・応接・夜間業務	障害種別の多様な特性に応じたサービス提供の具体的方策や職員体制が整っているか。	5	× 4	20
(2)食堂業務・物販事業	利用者に対し、良質かつ安全で、障害特性に応じた特別メニューを食事提供できる体制になっているか。 また、利用者のニーズや売上げ状況などに柔軟に対応できる計画となっているか。	5	× 2	10
(3)バス運行業務	利用者の利便を考慮し、また、ニーズに対応するための専用巡回バスの運行計画となっているか。	5	× 1	5
(4)広報	施設のPRや情報提供のための広報計画が、具体的かつ効果的な内容となっているか。	5	× 2	10
(5)利用率・稼働率等	利用率・稼働率向上に向けた取組が、実現性のある具体的なものとなっているか。	5	× 2	10
(6)利用者のニーズ・要望・苦情対応等	利用者の意見・要望・苦情等の受付方法及び改善方法が具体的なものとなっているか。	5	× 2	10
(7)事故防止体制・緊急時の対応等	事件・事故の防止体制が適切なものとなっているか。また、事故発生時・緊急時の対応・連絡体制なども具体性があり適切なものとなっているか。	5	× 2	10
(8)防災への取組	市防災計画での位置づけを理解し、あゆみ荘としての役割を踏まえたものとなっているか。また、他の都筑ふれあいの丘2施設と連携した防災訓練等の取組が計画されているか。	5	× 2	10
(9)個人情報保護・情報公開、環境への配慮など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があり、情報公開への取組が適切であるか。また、ヨコハマプラダ、S(ごみ)計画や人権尊重などの本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。	5	× 1	5
4 施設の維持管理		15		
(1)施設及び設備の維持管理業務	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、施設・設備の点検等の維持保全が適切な計画となっているか。	5	× 2	10
(2)清掃・美化業務	利用者が快適に過ごせるような清掃・美化計画となっているか。	5	× 1	5
5 障害者向け事業・研修		20		
(1)障害者向け事業・研修	障害者向けの事業や研修が、ニーズを踏まえた内容となっているか。また、内容は特色・独自性があるものとなっているか。	5	× 4	20
6 事業計画書・収支予算書等		20		
(1)事業計画書	あゆみ荘の設置目的を十分に踏まえた事業計画書になっているか。また、利用者に対し、質の高いサービスを提供できるものとなっているか。	5	× 2	10
(2)収支予算書	収支計画が適切であり、効果的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5	× 2	10
(評価項目1～6合計)		205		
7 加減点項目		30		
(1)市内中小企業等であるか	市内中小企業等への該当	5	× 1	5
(2)本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	5	× 2	15
	ワークライフバランス及び男女共同参画の推進 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定 ・次世代育成支援対策推進法による認定・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	5	× 1	
(3)当期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	管理運営実績が良好であるか。	5	× 2	10
		-5	× 2	-10
合計		235		

【最低基準】

全項目の委員5人の合計点が、総配点(加減点項目を除く1025点)の60%(615点)以上とする。
ただし、「3 施設の運営」の評価項目の委員5人の合計点が、項目総配点(450点)の65%(293点)に満たない場合は、選定しないこととする。

○財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

○最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

※「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は健康福祉局のウェブページへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/ayumisou.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後に公表します。

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。(令和7年12月下旬予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続について

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本7部なお、副本のうち6部はファイル綴りとし、1部についてはクリップ留めで提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 指定管理料提案書及び収支予算書(様式3)

エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書(様式 賃-1)

オ 障害者支援事業の実績報告書(様式4)

カ 団体の概要(様式5)

キ 役員等氏名一覧表(様式6)及び様式のエクセルファイルデータ(CD-R)

ク 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ケ 定款、規約その他これらに類する書類

コ 履歴事項全部証明書^{*1}(法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。)

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

シ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類

ス 納税証明書 その3の3^{*1、2}(公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。)

セ 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8)^{*2}

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。

ソ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類^{*3}

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

タ 健康保険の加入を確認できる書類※³

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※³

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）

テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式14）及び障害者雇用計算表（様式14-2）

加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%（注：令和6年5月までに申請期限を迎える場合には、2.30%）を超えていることを確認するため、様式14に加えて障害者雇用計算表（様式14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に健康福祉局●●課に提出）として添付」と明記してください。

※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

※3 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

【注意事項】

・共同事業体として応募する場合は、上記アからオまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の2点をカに添付してください。

カー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）

カー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）

・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の書類をカに添付してください。

カー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）

・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) 当該共同事業体の構成団体が横浜あゆみ荘の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が横浜あゆみ荘の指定管理者の選定に単体として応

募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定か

ら指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができますものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、横浜あゆみ荘に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。